

**知的財産論4  
共同で作品を創ろう！**

**2014年5月20日  
多摩美術大学講師 粕川 敏夫**

---

5月27日 白井 元章さん

6月10日、17日 久保田 裕さん

7月8日 百瀬 博之さん



# 偽アンパンマンと商品化権

## 偽アンパンマンで2人逮捕

記事を印刷する

ツイート 109

いいね! 143 +1 5

Bl 7

チェック

クリップ

tumblr



押収されたTシャツ(共同)

大阪府警生活経済課は2日までに、人気アニメ「それいけ!アンパンマン」に似せたキャラクターをプリントした服を販売目的で所持したとして、著作権法違反の疑いで同府羽曳野市、衣料品製造販売「アルプ」経営内宮正直容疑者(71)ら男女2人を現行犯逮捕した。

同課によると、大型商業施設「イオンモール」などに入居する店を通じ、似せたキャラクターの服などを販売。内宮容疑者は「年商は3億5000万円くらい。従業員がデザインしたオリジナルの絵柄だ」と供述し、容疑を否認している。

同課は2日、内宮容疑者の体調が悪いため、いったん釈放した上で捜査を続ける。

内宮容疑者の逮捕容疑は1日、アンパンマンの図柄に似せて印刷した子ども服のTシャツを、羽曳野市の同社倉庫に販売目的

で所持していた疑い。押収した衣類などは約1900点に上る。

# 著作権の特徴

---

(1) 創作した証拠を残そう！

登録しなくとも権利発生。だから工夫が必要！！

(2) 著作物として発表しよう！

美術作品or工業製品で権利が違う

美術作品⇒著作権 意匠権⇒登録から20年

(3) 著作権は権利に分けて活用しよう！

著作権⇒支分権の束

複製権、上演・演奏権、公衆送信権、翻案権

---



# 著作権の特徴

---

(4) 誰かが見たという証拠を残そう！

相対的な権利である

作品が似ているだけではダメ。依拠性が必要。

(5) 個人で発表しよう！

個人と法人等で権利期間が異なる

個人⇒死後50年 法人・変名・無名⇒公表後50年

(6) 作品を商品化して著作権を活用しよう！

作品を商品化してもものも著作権が及ぶ(翻案権)

---



# 共同著作権

---

共同著作・・・複数人で共同して著作物を創ること  
それぞれ寄与を分離して個別的に利用できない状態

二次的著作(翻案)との相違は？



# 共同著作権

---

1. 権利行使に共有者全員の合意が必要(65条2項)  
但し、各共有者は正当な理由がない限り合意の成立を妨げてはならない(65条3項)
2. 共有者のうち代表を決めることができる。  
但し、制限を加えても善意の第三者には対抗できない。
3. 著作隣接権、著作人格権も上記と同じ。



# キャンディ・キャンディ事件 月刊「なかよし」

---



原告  
原作者： 水木杏子

被告  
漫画家： 五十嵐優美子  
商品化事業を行った  
株式会社フジサンケイアドワーク





# 共同著作か二次的著作物か？

---

東京地裁平成14年5月30日

最高裁まで行くが同じ結論

1. 本件連載漫画は、原作原稿という著作物を翻案することによって創作された二次的著作物に当たる。
2. 絵を作成し、複製し、又は頒布してはならない。

結局、キャンディ・キャンディの作品が使えない！  
初めから取り決めをしておくことが必要！！

---



# ゴーストライターと著作権

---

- ▶ **ゴーストライター……本人変わって小説等を作成**
- ▶ **著作物に著者として表示されている人が著作者であると推定(第14条)**
- ▶ **ゴーストライターが著作権を主張するためには代筆であることを証明する必要**



# 自叙伝「運命の顔」事件

---

- ▶ 自叙伝「運命の顔」作成にあたり本人とゴーストライターとの間で著作権が争われた事件
  - ▶ 本人へのインタビューや周辺取材など、いわゆる構成作業を行った上で第1原稿を作成。
  - ▶ 本人が第1原稿に対して加筆や削除等の指摘。  
それに沿って第2原稿、第3原稿と推敲を重ねて最終原稿を完成。
  - ▶ 本人の主張： 自分の自叙伝であり、ゴーストライターは単なる被告の口述表現の代筆者にすぎない。
- 



# 判例

---

- ▶ ゴーストライターは、本件書籍の文章表現について、口述表現を書き起こすだけの補助者ではなく、自らの創意を発揮して創作を行っている。
- ▶ そうすると、本件書籍の文章表現は、それぞれの寄与を分離して個別的に利用することができないから共同著作に該当！



# 共有著作者等の譲渡

---

1. 著作権や著作隣接権の全部を譲渡する
2. 各共有者の持分を譲渡する

このような場合には、他の共有者の同意が必要



# 電車男の著作権者は！

---

1. 2ちゃんねるの掲示板で創られた。
2. 著作者は不特定多数の匿名投稿者



# 電車男の権利者は2ちゃんねる

---

1. 「2ちゃんねるが権利者となった」  
投稿者が権利主張しない契約
2. 2ちゃんねるが新潮社に許諾
3. 著作権法は、不特定多数の匿名者の存在を想定していない



# 映画の著作権

---

## ▶ 映画の著作権

プロデューサーAが、E映画会社から映画製作費を捻出し、Dに監督を任せることにした。さらに映画音楽を作曲家Fに依頼し、主演には人気俳優Gを起用

著作権は誰のものか？

そのほか、撮影監督、美術監督、作曲家、エキストラなどもいるがその人たちの著作権は？

---





# 映画の著作物

---

- ▶ 法律的には、統合プロデューサー、映画監督などの映画の著作物の全体に関与した者が「映画の著作者」に該当(16条)
- ▶ しかし、資金を提供したスポンサー企業、映画会社にはなにも利益なし??  
⇒あらかじめスポンサー企業と契約  
「製作員会方式」

ただし、著作者時間各県はプロデューサーや映画監督に残るので、表示が必要

---

# 映画の著作物

---

- ▶ **作家・・・原著作者**
- ▶ **脚本家・・・二次的著作物の著作者(翻案)**
- ▶ **映画化・・・作家、脚本家など許諾を得る必要(28条)  
二次的著作物の利用権**
- ▶ **作家、脚本家、作曲家、俳優などの権利**



# 会社で作品を創る 職務著作等

---

会社に勤務しながら作品を創った場合

会社側の寄与 or 個人の能力

権利は誰が持つのか？



# 会社で作品を創る 職務著作等

---

## 1. 職務著作(15条)

会社の業務であり、かつ、あなたの職務である場合

例)デザイン会社のデザイナー

著作権は会社に帰属

## 2. 業務著作

会社の業務であるが、あなたの職務でない場合

例)デザイン会社の総務部の人デザインした場合

## 3. 自由著作

個人的な著作物

---



# 職務著作の4つの要件

---

1. 法人の発意(企画・決定)により、その指揮のもとで著作物を制作すること
  2. 法人の従業員が職務上制作すること
  3. 法人の名前で公表されること  
(プログラム著作は除く)
  4. 契約や勤務規則などで、この規定と異なる定めがないこと
- 



# 職務著作の著作権

---

- ▶ 法人がすべての著作権を有する
- ▶ 著作財産権、著作者人格権も会社に帰属  
著作名も会社名となる！
- ▶ 個人は権利がない！



# 業務著作

---

会社の業務であるが、あなたの職務でない場合  
例) デザイン会社の総務部の人 が デザインした場合

⇒ 社内規則により著作権の帰属が決まる！

会社へ譲渡する場合

⇒ 相当の対価を得ることができる。

著作者人格権はあなた個人に帰属。

---

# 自由著作

---

- ▶ 個人的な著作物
- ▶ 勤務時間外に個人的に製作した作品  
例)放送局の総務部に勤務している人が、  
帰宅後個人的に描いた絵画
- ▶ 個人に著作権が帰属





# 個人と法人では保護期間が異なる

---

## 著作権法第51条2項

著作権は、著作者の死後50年を経過するまでの間、存続する。無名・変名の場合公表後50年(52条)

## 著作権法第53条(団体名義の著作物の保護期間)

法人その他の団体が著作名義を有する著作物の著作権は、その著作物の公表後50年を経過するまでの間、存続する。(映画の著作物は、公表後70年 - 第54条)



## 複数人で製作する場合

---

- ▶ **NHKアーカイブ……60万本の番組コンテンツあり**  
しかし、すぐに使えるのは数千本にすぎない！

なぜか？

**原則、出演者、作曲家、演奏者すべての許諾が必要！**

＜著作権法改正＞

テレビ局などが「担保金」を供託すれば、すぐに番組を使えるようになった。

⇒コンテンツの流通促進

---

## 複数人で製作する場合

---

- ▶ 将来のことを考えて誰に著作権を帰属させるのかを考えておくこと！  
代表者に帰属させておく、会社を創って帰属させる、管理団体に管理してもらうなど
- ▶ キャラクター、動画コンテンツなど  
DVD化、インターネット配信、放送、商品化などを考えて契約をしておく。

**その事実を契約書などの証拠に残しておくことが必要！！**

---

